

広島県告示第百号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所呉支所において、平成二十八年三月十四日までの間、縦覧に供する。

平成二十八年二月二十九日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

呉環状線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
呉市郷原町字東邊越五九一番一地从から 呉市郷原町字打田ヶ原三七二番一地从まで	二六・〇〇 七〇・〇〇	二六・〇〇 七〇・〇〇	六・八〇 〇・〇〇	四〇二・〇〇	ダブルウェイ 解除 不用物件延長 三二七・五〇 メートル
	四二〇・〇〇	四二〇・〇〇	四〇二・〇〇	四二〇・〇〇	